

令和2年度答申第29号
令和2年8月27日

諮問番号 令和2年度諮問第25号（令和2年7月20日諮問）
審査庁 防衛大臣
事件名 退職手当支給制限処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、海上自衛隊A地方総監（以下「処分庁」という。）が、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）14条1項の規定に基づき、刑事事件に関し海上自衛官を退職後に禁錮以上の刑に処せられた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件支給制限処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- （1）退職手当法2条1項は、退職手当法の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（再任用職員等を除く。）が退職した場合に、その者に支給すると規定している。そして、退職手当法14条1項は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、同項各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関（職員の退職の日において当該職員に対し懲

戒免職等処分を行う権限を有していた機関）は、当該退職をした者に対し、退職手当法 12 条 1 項に規定する「政令で定める事情」及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる」と規定し、退職手当法 14 条 1 項 1 号は、「当該退職をした者が刑事事件（・・・）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。」を掲げている。

- (2) 上記 (1) の「政令で定める事情」については、国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号。以下「退職手当法施行令」という。）17 条が、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」とすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和 a 年 b 月 c 日に海上自衛官として採用され、平成 d 年 e 月 f 日に准海尉に昇任し、平成 g 年 h 月 i 日に A 音楽隊の音楽科兼総務科に配置された。

（勤務記録表）

- (2) 審査請求人は、平成 j 年 k 月 l 日、自衛官候補生であった当時 20 歳の女性（以下「被害者」という。）の抗拒不能に乗じてわいせつな行為をしたという準強制わいせつ事件について、B 地方裁判所 C 支部において、懲役 1 年 8 月に処するとの実刑判決（以下「本件判決」という。）を受けた。

審査請求人は、平成 30 年 8 月 28 日、本件判決を不服として控訴を申し立てた。

（判決書、控訴申立書）

- (3) 処分庁は、審査請求人に自衛隊員たるにふさわしくない行為があったとして、平成 m 年 n 月 o 日、審査請求人に対し、自衛隊法（昭和 29 年法律第 145 号）46 条 1 項 2 号の規定に基づき、懲戒処分として停職 90 日に処する宣告をした。

処分庁は、平成 p 年 q 月 r 日、審査請求人がした退職することの申出を受け、退職を承認した。

処分庁は、審査請求人が刑事事件に関し起訴をされ、その判決の確定前に退職をしたとして、平成30年9月11日、審査請求人に対し、退職手当法13条1項1号の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分をした。

(懲戒処分宣告書、勤務記録表、退職手当支払差止処分書)

(4) D高等裁判所は、平成s年t月u日、上記(2)の控訴を棄却する判決をした。

最高裁判所は、令和v年w月x日、審査請求人が申し立てたD高等裁判所の上記判決を不服とする上告を棄却する決定をし、本件判決が確定した。

(弁明書、弁明書の質問に対する回答)

(5) 処分庁は、令和元年10月7日、審査請求人に対し、「練習員課程に入校中で水泳未熟者訓練対象者であった被害者がプールで訓練中に声をかけ、E地内で会う約束を取り付けた平成29年4月30日(日)、同市内飲食店において飲食後、自分が宿泊していたホテルに連れて行き、飲酒酩酊のため抗拒不能の状態であることを利用し、下着等を脱がせ、わいせつ行為を行った」との理由を付して、退職手当法14条1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分(本件支給制限処分)をした(以下、上記わいせつ行為を「本件非違行為」という。)。

(退職手当支給制限処分書)

(6) 審査請求人は、令和元年11月26日、審査庁に対し、本件支給制限処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和2年7月20日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は退職時に「感謝の辞」を授与され、自衛隊に貢献していたこと、審査請求人は階級的立場を利用することは一切していないこと、審査請求人は違法な取調べにより自白させられたこと、また、本件非違行為は審査請求人の私行上の行為であり、審査請求人は部隊の業務に迷惑をかけたことや自衛隊の信頼を失墜させたことを深く反省し早期依願退職を決意して隊員の士気の低下を防いだことから、本件非違行為について、懲戒処分は停職90日であったにもかかわらず、退職手当の全部が不支給となるのは重すぎる。

したがって、処分の理由があったとしても、全部又は一部の支給を求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員意見書に同意するとしている。審理員の意見の概要は以下のとおりである。

- 1 本件支給制限処分の適否について、退職手当法、退職手当法施行令及び「国家公務員退職手当法の運用方針」（昭和60年4月30日総人第261号。以下「本件運用方針」という。）12条関係の各号に照らした場合、次のとおり整理される。

(1) 「退職をした者が行った非違の内容及び程度」について

本件判決において、審査請求人の動機が自己中心的であり、犯意も強固であること、本件非違行為の態様も卑劣かつ執拗で悪質であることが認定されている。したがって、本件非違行為の内容及び程度について、本件運用方針12条関係の2号所定の処分を軽減すべき事情に該当しないとした処分庁の判断は妥当である。

(2) 「退職をした者が占めていた職の職務及び責任」について

本件非違行為は、公務上の行為によるものではなく、審査請求人が占めていた職の職務に関連するものであるとはいえない。また、本件非違行為の時点の審査請求人の階級は准海尉であり、特に高い職責を有していたとまではいえないが、階級や職責が特に高いものでないことをもって、直ちに処分を軽減すべき事情に当たるとすることはできない。したがって、審査請求人が占めていた職の職務及び責任について、本件運用方針12条関係の3号所定の処分を加重又は軽減すべき事情に該当しないとした処分庁の判断は妥当である。

(3) 「退職をした者の勤務の状況」について

審査請求人の勤務状況は良好であり、部下隊員の指導を積極的に実施していたことについて審理関係人間に争いはないとしても、審査請求人の勤務態度や勤務成績が他の隊員に比して特に秀でている等の特別な事情を確認することができない。したがって、審査請求人の勤務の状況について、本件運用方針12条関係の4号所定の処分を加重又は軽減すべき事情に該当しないとした処分庁の判断は妥当である。

審査請求人は、退職時に「感謝の辞」を授与されていると主張しているが、処分庁は、「感謝の辞」は海上自衛隊内部の通知が定める基準に合致したこと等により贈呈したものであり、「感謝の辞」を贈呈した事実が審

査請求人の勤務の状況が他の隊員に比して特に秀でていることを示すものではないとしている。また、審査請求人は、懲戒免職処分を受けておらず、依願退職が認められていると主張しているが（反論書）、本件支給制限処分は在職中の非違行為に関する刑事事件の裁判結果を基にされたものであり、依願退職が認められていることをもって本件支給制限処分を軽減する理由とはならない。

（４）「非違に至った経緯」について

処分庁が審査請求人は階級的に立場が上であることを利用して本件非違行為をしたとしている点については、明確に裏付けられない部分が見られるものの、本件判決において、本件非違行為に至った経緯が自己中心的であり悪質であることが認定されている。したがって、これらを総合的に勘案すると、本件非違行為に至った経緯について、本件運用方針１２条関係の５号所定の処分を軽減すべき事情に該当しないとした処分庁の判断は妥当である。

（５）「非違後における当該退職をした者の言動」について

審査請求人は、本件判決において、不合理な弁解に終始し反省の情に乏しいと認定されているものの、本件非違行為の後における審査請求人の言動は、本件運用方針１２条関係の６号に例示されている「当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動」や「当該非違を隠蔽する行動」には該当しない。したがって、本件非違行為の後における審査請求人の言動について、同号所定の処分を加重又は軽減すべき事情に該当しないとした処分庁の判断は妥当である。

審査請求人は、違法な取調べにより自白させられたと主張しているが、審査請求人から当該主張を裏付ける明確な根拠は示されていない。

（６）「非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」について

本件非違行為を受けて、審査請求人が所属していた海上自衛隊のＡ音楽隊において服務教育を実施しており、部隊の公務遂行に一定程度影響を与えていること、また、自衛隊の任務を適正に遂行するために不可欠である厳正な規律の維持、隊員相互の信頼の醸成及び部隊全体の隊員の士気に少なからず影響を与えたことは否定できない。したがって、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度について、本件運用方針１２条関係の７号所定の処分を軽減すべき事情に該当しないとした処分庁の判断は妥当である。

（７）「非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」について

本件非違行為により公務に対する国民の信頼を失墜させたことについて審理関係人間に争いはない。したがって、本件支給制限処分を軽減する理由とはならないとした処分庁の判断は妥当である。

審査請求人は、本件非違行為が新聞、インターネット等で報道されたのは、逮捕時ではなく判決の後であると主張しているが（反論書）、本件支給制限処分は本件判決が確定した後にされたものであるから、処分庁がその際の考慮要素として本件非違行為についての報道を考慮したことは妥当である。

(8) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、退職金は賃金の後払いとしての性格を有しており、その全額を不支給とするには、労働者のそれまでの勤続の功を全て抹消してしまうほどの著しく信義に反する行為があった場合に限られるところ、本件について、審査請求人の39年余にわたる勤続の功を抹消してしまうほどの著しく信義に反する行為があったと断ずるのは拙速に過ぎると主張しているが（反論書）、国家公務員の退職手当は、賃金の後払いの性格を有している一方で、長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償としての要素が強いとされていることは、過去の政府の答弁等で明らかにされている。そして、上記で検討したとおり、処分庁の判断に違法又は不当な点は見られない。

その他に、審査請求人は、被害者に対して慰謝料を提示したこと、退職手当の全額不支給は家族の今後の生活に多大な影響を及ぼすものであり、過酷であること、裁判例で退職金を全額不支給としたものが見当たらないことについて主張しているが（反論書）、いずれも本件支給制限処分を軽減する事情とはいえない。

- 2 上記のとおり、処分庁は、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情について、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするとの原則（本件運用指針12条関係の1号）を踏まえて検討をしており、その判断も妥当である。また、上記のほかに、本件支給制限処分が違法又は不当である点は認められない。

したがって、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年7月20日、審査庁から諮問を受け、同年8月27

日、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和2年8月12日付けの主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件支給制限処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、刑事事件に関し起訴をされ、その判決の確定前に退職をしたとして、一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を受け、その後懲役1年8月の実刑に処する本件判決が確定している（上記第1の2の(3)及び(4)）から、退職手当管理機関（処分庁）は、退職手当法14条1項の規定に基づき、退職手当法施行令17条に規定する各事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響）及び退職手当法12条1項各号に規定する退職（懲戒免職等処分を受けた退職等）をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分をすることができる（上記第1の1）。

審査請求人は、退職手当の全部が不支給となる本件支給制限処分は重すぎると主張している（上記第1の3）。

- (2) そこで、本件支給制限処分について、上記(1)の勘案すべき各事情を検討すると、各項末尾掲記の資料によれば、以下の事実が認められる。

ア 審査請求人は、昭和a年b月c日に海上自衛官として採用され、平成d年e月f日に准海尉に昇任し、本件非違行為の当時、平成g年h月i日に配置されたA音楽隊の音楽科兼総務科に所属していた。

なお、被害者は、本件非違行為の当時、自衛官候補生であり、A教育隊に所属していた。

(勤務記録表、判決書)

イ 審査請求人は、本件非違行為による停職90日の懲戒処分を受けるまで、職務精励等による賞詞を受けたほか、精勤章を受章しており、平成y年z月aa日に防衛庁長官から永年勤続者表彰を受けている。

(勤務記録表)

ウ 本件非違行為について、本件判決は、次のとおり判示している。

審査請求人は、平成29年4月22日、A基地内のプールで、同じく自衛官候補生であった者と共に水泳の練習をしていた被害者に話しかけ、その後、審査請求人と被害者は、連絡を取り合う中で、被害者の実家に帰省中の同月29日にE地内の飲食店に行くことで合意した。審査請求人と被害者は、同日午後6時過ぎから同日午後10時47分頃まで、同店で飲食をし、審査請求人は、同日午後11時10分頃、被害者を審査請求人がチェックインをしたホテルへ連れて行った。審査請求人は、同月30日午前0時頃、被害者が飲酒酩酊のため眠り込んでしまったことから、被害者から性的行為の同意が得られないことを明確に認識していたにもかかわらず、これに乗じて、下着等を脱がせた上、わいせつな行為に及んだ。

(判決書)

エ 審査請求人は、本件非違行為に及んだ経緯（動機）について、捜査段階において次のとおり供述している（本件判決は、その自白の信用性はかなり高いと判示している。オにおいて同じ。）。

審査請求人は、A基地内のプールで被害者と初めて会った際にすぐに被害者の魅力に惹かれてしまい、何とかものにしたいという欲望が出てきた。審査請求人が被害者に望んでいた関係は、月に1回か2回会って肉体関係を結びながらも、自身の家庭には干渉しないというものであった。

(判決書)

オ 審査請求人は、捜査段階において、平成29年5月11日に上司である3佐に問いただされた後、1尉から警務隊の捜査が入ること等を伝えられ、3佐の追及はかわしたものの、警務隊から何を調べられるか非常に不安に感じたことから、警務隊から調べられることに対応するために、メモ帳にメモを書き記したが、その記述の中には、言い訳に使うために勝手に書いたものや被害者の台詞を空想して書いたものなどがあつたと供述している。また、本件判決は、審査請求人が、公判廷において、被害者は抗拒不能の状態ではなく、性的な行為に対する同意があつたし、仮にこれがなかったとしても審査請求人はその点について誤認していたから犯意がなく、無罪である旨弁解したと認定した上、「当公判廷における被告人（注：審査請求人）が不合理な弁解に終始し、反省の情に乏しい」と判示している。

(判決書)

カ 地方紙1紙(P新聞)は、平成bb年cc月dd日、「部下にわいせつ 海上自衛官起訴」との見出しを付けて、審査請求人が本件非違行為により起訴されたことを報じたほか、本件判決がされた翌日である同年ee月ff日、全国紙2紙(Q新聞、R新聞)と地方紙1紙(P新聞)は、「わいせつ自衛官 懲役1年8月」などの見出しを付けて、本件判決について報じた。

(新聞記事等)

- (3) 以上によれば、本件非違行為は、その態様に照らして、極めて悪質なものである。審査請求人が本件非違行為に及んだ経緯(動機)についても、自己中心的で同情すべき余地は何ら見いだすことができない。また、本件判決で明らかにされた審査請求人の捜査段階や公判廷における言動に鑑みても、本件非違行為後における審査請求人の言動にも参酌すべき情状は認められない。さらに、厳正な規律を保持し、専心その職務の遂行に当たることが求められる自衛隊員が性犯罪に及び、刑事事件として捜査の対象となり、実刑判決を受けた旨が広く新聞報道されたことは、自衛隊の任務の遂行に及ぼす支障は大きく、特に自衛隊に対する国民の信頼を大きく損なうものというべきである。

これらの事情に照らせば、審査請求人は、賞詞や精勤章を受けるなど日頃の勤務態度が良好であること、退職時に「感謝の辞」を授与されていることなどの事情を考慮しても、本件支給制限処分が重すぎるということとはできない。

審査請求人は、被害者に対して慰謝料を提示して示談の申入れをしたこと、退職手当の全額不支給は家族の今後の生活に多大な影響を及ぼすものであり、過酷であること、裁判例で退職金を全額不支給としたものが見当たらないこと、審査請求人は懲戒免職処分を受けておらず、依願退職が認められていることなどと主張しているが(反論書)、退職手当法施行令17条に規定する勘案すべき各事情に照らして検討しても、本件支給制限処分が重すぎることはないことは上記のとおりであるから、審査請求人の上記主張は、いずれも上記判断を左右するものではない。

なお、退職手当法14条1項は、上記の退職手当法施行令17条に規定する各事情のほか、退職手当法12条1項各号に規定する退職(懲戒免職等処分を受けた退職等)をした場合の一般の退職手当等の額との権衡をも勘案すべきこととしているが、審査請求人の退職が同項各号によるもので

あったとしても、上記の本件非違行為の悪質性などを踏まえれば、一般の退職手当等の額は全部不支給とするのが相当であるといえるから、本件支給制限処分が上記権衡を失することはない。

また、審査請求人は、当審査会に対し、令和2年8月12日付けの主張書面を提出しているが、これまでの主張を繰り返すものであって、上記判断を左右するものではない。

したがって、本件支給制限処分は違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹